

## 令和6年度 仙台市未委託里親トレーニング事業運営業務委託仕様書

## 1 業務委託の名称

令和6年度 仙台市未委託里親トレーニング事業運営業務

## 2 目的

本市に登録している未委託里親に対し、子どもを委託された際に想定される事例に対応するトレーニングを行うことで養育の質を確保し、委託可能な里親を養成することにより里親委託の推進を図る。

## 3 対象者

本市に登録している未委託の里親及びその同居家族

市が受講対象者リストを受託者に提供し、受託者は受講者と日程調整の上、トレーニングを実施する。

## 4 委託業務の内容

## (1) 未委託里親に対する研修

受講対象者について本業務委託期間中5世帯程度を想定し、次のトレーニング項目①から③までを各1回以上実施。更に、受講者の養育技術の習熟度の状況により、必要とされる項目について適宜反復して実施するもの。

①事例検討・ロールプレイ

②外部講師による講義の実施

③施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における養育実習

## (2) 未委託里親の活用に向けた研究報告書の作成

トレーニング事業運営を通して得た未委託里親の課題とその解決方法、里親委託を推進するための方策等について、本仕様書6に定める研修の報告書とは別に報告書にまとめ、提出するもの。

## 5 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下、「里親トレーナー」という。）を配置して実施すること。里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時里親に対するトレーニング状況を報告すること。その報告をふまえ、こども家庭保健課から打合せ等要請があった場合は応じること。

なお、里親トレーナーの資格条件は以下の（1）から（5）までのいずれかに該当す

る者とする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者
- (4) 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (5) 市が(1)から(4)までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

## 6 業務の報告

- (1) 受託者は、毎回のトレーニング終了後、市に業務実施状況報告書を提出すること。
- (2) 業務が完了した時には、令和 7 年 3 月 31 日までに指定された書類を提出すること。
- (3) 受講者の習熟度を図るため、トレーニング終了時に受講者に対しアンケートを実施し、受講者への今後の業務委託等を検討できるよう業務完了時の報告書へ反映すること。

## 7 委託料の支払い

市は、全ての委託業務の完了を確認後、請求書を受理したときは、請求があった日から起算して 30 日以内に一括して委託料を支払うものとする。

## 8 その他

- (1) すべての研修は無料とし、受講者から受講料や教材費などは徴収しない。ただし、養育実習で食事を提供する場合は、その実費を受講者に対し請求できるものとする。
- (2) 養育実習にあたっては、里親のケガや、里親が法的な賠償責任を負う場合に備え保険に加入することとし、その手続きを本委託業務に含める。
- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報等については、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) この仕様に定めのない事項については、市と受託者で協議の上決定する。

別記

## 個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報及び死者情報（死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「個人情報等」と総称する。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(適正な管理)

第4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報等の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報等を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該方法に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等の管理の状況等に係る報告及び実地検査)

第10 受注者は、発注者が個人情報等の管理の状況等について報告の求め又は実地検査を実施するときは、これに応じなければならない。

(再委託の禁止)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に取り扱わせてはならない。

(再委託に係る措置)

第12 発注者の承諾を得てこの契約による業務を再委託する場合は、受注者は、再委託先における個人情報等の取扱いに関し受注者と同等の安全管理措置を講じさせなければならない。また、発注者が、再委託先における作業の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について確認を要すると判断したときは、受注者又は発注者自らが実地検査を行うこととする。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(損害賠償責任)

第13 この契約に違反する事態の発生により個人情報等に係る損害が生じ、当該損害が受注者の責に帰する場合は、受注者は、その賠償を行わなければならない。

注1 発注者は仙台市を、受注者は受託者をいう。